

○函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年 9 月29日

規則第67号

改正 平成24年11月 5 日規則第88号

令和 4 年 2 月28日規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年函館市条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法により行うものとする。

- (1) 広報紙に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 市長が定める場所において応募要領を配布する方法
- (4) 新聞等に掲載する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申請の資格等)

第3条 条例第2条第1項第2号の申請の資格は、当該団体およびその代表者が次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- (5) 指定管理者に指定することができなくなり、または著しく不適当と認められる事情により指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者

2 市長は、前項に定めるもののほか、施設の管理に当たって必要と認める場合は、当該施設についての申請の資格を定めるものとする。

3 条例第2条第1項第3号の申請の期間は、公募の開始の日から起算して50日間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、延長し、または短縮することができる。

(指定申請書等)

第4条 条例第3条の申請書は、別記様式によらなければならない。

2 条例第3条第5号の市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(協定の締結事項)

第5条 条例第8条第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 管理上発生する責任分担に関する事項
- (4) 事故発生時の報告等に関する事項
- (5) 管理業務の委託の禁止等に関する事項
- (6) 指定の取消し等に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月5日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記様式（第4条関係）

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所

名称

申請者

代表者の氏名

電話

— —

（公の施設の名称）の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては，同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあつては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類